

# 知らなかったでは済まされない知的財産の基礎から特許活用の手法まで

新たな収益の拡大

中小企業のための大企業休眠特許・開放知財等の活用戦略推進事業  
について

令和4年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業知的財産支援事業）（新やる気補助金）活用事業

今回、大阪府中小企業団体中央会はビジネス展開には必須の知的財産の基礎から大企業所有の開放特許の活用まで幅広いセミナーを用意いたしました。

## メニュー

知的財産とは?知的財産権とは?

大阪府における知的財産の現状

特許いろいろ

知らなかったでは済まされない

知的財産の「強さ」

特許出願すべきもの・すべきでないもの

知的財産に関する相談は、どこに?

話題の産学連携活用方法・事例

大企業所有特許の活用事例・手法

## • 知的財産とは

知的財産＝特許ではありません

知的財産とは「価値のある情報」のことです。新たに生み出された技術やアイデア、ユニークなデザイン、蓄積された技術上又は営業上の情報やノウハウは、それ自体で価値のある情報です。ロゴマークや商品の名前なども、長年の使用によって信用やブランドイメージといった価値を生み出します。

また、知的財産とは「人々のひらめきと努力の成果」でもあり、将来にわたって私たちの社会や生活をより豊かにし、我が国の経済や産業を発展させるものです。

# 知的財産とは?知的財産権とは?

知的財産…人間の知的活動によって生み出されたアイデア・創作物などで財産的な価値を持つものの総称

知的財産権…知的財産のうち、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるもの

## 知的財産権の種類

特許権…発明と呼ばれる比較的程度の高い新しい技術的アイデア(発明)を保護。「物」の発明、「方法」の発明及び「物の生産方法」の発明。

実用新案権…発明ほど高度な技術的アイデアではなく、小発明と呼ばれる考案を保護。

意匠権…物や建築物、画像のデザイン(意匠)を保護。デザインを部分的に保護することも可。

商標権…取り扱う商品やサービスに関して、他人とを区別するための文字やマーク等を保護。

著作権…文芸、学術、美術、音楽の範囲において、著作物を保護。コンピュータプログラムも含む。

育成者権…植物の新品種を保護。

